葛飾区都市計画マスタープラン策定委員会傍聴要領

平成 2 1 年 1 0 月 7 日 委員長決定

(目的)

第1条 この要領は、葛飾区都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱(平成2 1年5月21日付21葛都調第107号区長決裁)第9条の規定に基づき、葛飾区 都市計画マスタープラン策定委員会の傍聴に関し必要な事項を定めることを目 的とする。

(会議の公開)

第2条 葛飾区都市計画マスタープラン策定委員会の会議(以下「会議」という。) は、公開とする。ただし、委員長が、公開することにより公正かつ適切な審議等 を妨げるおそれがあると認めた場合は、この限りでない。

(傍聴人の定員)

- 第3条 傍聴人の定員は、会議ごとに委員長が定める。
 - 2 傍聴しようとする者が定員を超えた場合は、抽選とする。

(傍聴人の入場)

第4条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴人名簿にその住所及 び氏名を記入しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。
 - (1) 銃器、棒その他危険な物を携帯している者
 - (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、傘の類を携帯している 者
 - (3) 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
 - (4) 拡声器、無線機、マイク、ラジオの類を携帯している者
 - (5) 写真機、撮影機、録音機の類を携帯している者。ただし、委員長の許可を 得たものを除く
 - (6) 酒気を帯びていると認められる者
 - (7) その他会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

- 第6条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければ ならない。
 - (1) 飲食又は喫煙をしないこと。
 - (2) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
 - (3) その他会議の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影又は録音の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等により撮影し、又は録音をして はならない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人がこの定めに違反し、委員長が退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。この場合において、退場を命じられた者は、当日再び傍聴席に入ることはできない。

(会議開催の周知)

第 10 条 会議の開催については、広報かつしか等に掲載し周知するものとする。 ただし、会議開催までに時間的余裕がないなどの理由がある場合は、この限りで ない。

(その他)

- 第11条 その他会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。
 - 2 その他都市計画マスタープラン策定に関わる分科会等の傍聴については、本要領を準用する。

付 則

この要領は、平成21年10月7日から施行する。